

令和 7 年

第 4 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 1 2 月 ） 提 出 議 案

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和 7 年第 4 回由利本荘市議会定例会（１２月）提出議案一覧表		ページ
報告第 15 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 4 号）専決処分報告	1
議案第 142 号	由利本荘市中小企業振興基本条例の制定について	2
議案第 143 号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	6
議案第 144 号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	16
議案第 145 号	由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	17
議案第 146 号	由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	18
議案第 147 号	由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	19
議案第 148 号	由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案	20
議案第 149 号	由利本荘市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例案	22
議案第 150 号	由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案	23
議案第 151 号	由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	24
議案第 152 号	由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	25
議案第 153 号	由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	26
議案第 154 号	由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	28
議案第 155 号	由利本荘市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案	29
議案第 156 号	由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案	30
議案第 157 号	由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案	31
議案第 158 号	由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案	32
議案第 159 号	由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案	33

議案第 1 6 0 号	由利本荘市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例案	3 4
議案第 1 6 1 号	由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案	3 5
議案第 1 6 2 号	由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案	3 7
議案第 1 6 3 号	由利本荘市矢島福祉会館条例を廃止する条例案	3 9
議案第 1 6 4 号	由利本荘市矢島子供館条例を廃止する条例案	4 0
議案第 1 6 5 号	由利本荘市老人憩の家条例を廃止する条例案	4 1
議案第 1 6 6 号	由利本荘市道路線の認定について	4 2
議案第 1 6 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 5
議案第 1 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 6
議案第 1 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 7
議案第 1 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 8
議案第 1 7 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 9
議案第 1 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 1
議案第 1 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 3
議案第 1 7 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 4
議案第 1 7 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 5
議案第 1 7 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 6
議案第 1 7 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 7
議案第 1 7 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 8
議案第 1 7 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 9

議案第 1 8 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 0
議案第 1 8 1 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 5 号）	別 冊
議案第 1 8 2 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 6 号）	別 冊
議案第 1 8 3 号	令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 8 4 号	令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別 冊
議案第 1 8 5 号	令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 8 6 号	令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 8 7 号	令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
議案第 1 8 8 号	令和 7 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 8 9 号	令和 7 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 4 号）	別 冊
議案第 1 9 0 号	令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 9 1 号	令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別 冊
議案第 1 9 2 号	令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 9 3 号	令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 4 号）	別 冊

報告第 15 号

令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 4 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 4 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第 1 4 2 号

由利本荘市中小企業振興基本条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市中小企業振興基本条例を制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提出理由

中小企業の持続的発展と地域経済の活性化を図ることを目的として、新たに制定するものである。

由利本荘市中小企業振興基本条例（案）

由利本荘市は、雄大な自然と歴史に培われた文化を有し、豊かな地域資源と人材に恵まれたまちである。

本市の中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）は、地域経済の根幹を成し、雇用の創出、地域社会の活性化、生活の基盤として重要な役割を担っている。しかしながら、人口減少や高齢化、事業承継の困難、経済情勢の変化などにより、中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした中であっても、本市の持続的発展のためには、中小企業が持つ個性豊かなその創意と活力を発揮し、地域とともに成長し続けることが必要である。市は、中小企業の持続的な発展と地域の活性化を図るため、事業者、支援機関等の関係機関及び市民と連携し、中小企業の振興に関する基本的な理念を共有し、その実現に向けた取組を一体的かつ継続的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し基本理念を定め、市、関係機関及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の持続的発展と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有する者
- （2）中小企業関係団体 商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会その他中小企業の振興を目的とする団体
- （3）大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有する者
- （4）金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他中小企業への金融支援を行う機関
- （5）支援機関 中小企業の支援を行う機関及び団体（中小企業関係団体及び金融機関を除く）
- （6）教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって、市内に存する学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等
- （7）市民 市内に居住し、又は勤務する者

（基本理念）

第3条 中小企業振興は、次に掲げる理念に基づき行うものとする。

- （1）中小企業者の自主的な経営努力を尊重すること
- （2）地域社会との共生及び地域資源の活用を図ること

- (3) 多様な人材の活用と働きがいのある職場環境の整備を促進すること
- (4) 持続可能な経営やイノベーションを支援するとともに、若い世代や女性の地域における活躍と挑戦を促進すること
- (市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、必要な情報提供及び環境整備に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、自主的な経営努力を行うとともに、常に情報収集を行い、経済的社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 経営基盤の強化と経営の革新
- (2) 市の施策への協力
- (3) 地域社会の一員としての社会的責任と貢献
- (4) 市内産品やサービスの利用促進
- (5) 産学官金連携による新産業の創出と人材育成
- (6) 教育機関の職場体験やキャリア教育への協力

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、それぞれの立場で中小企業の自主的努力を支援し、市の施策と連携して振興に寄与するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業との共存共栄を図り、適正な取引と連携を通じて地域経済の発展に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業に対する円滑な資金供給のほか、創業支援及び事業承継の促進、経営相談等を通じて振興に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第9条 支援機関は、中小企業の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、産学官金連携による研究や人材育成、キャリア教育への協力を通じて中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、この条例の基本理念にのっとり、中小企業が市民生活の安定や地域社会の活性化に果たす重要な役割について理解を深めるよう努めるとともに、地元企業が提供する製品やサービスの積極的な利用、地元店舗での買い物、地域イベントへ

の参加などを通じて、中小企業の健全な成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第 12 条 市は、次の事項に重点を置いて中小企業の振興施策を推進するものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新
- (2) 創業・第二創業、事業承継支援の促進
- (3) 人材の育成及び雇用の創出
- (4) 地域資源を活用した商品・サービスの開発
- (5) デジタル技術の活用及び生産性向上
- (6) BCP（事業継続計画）等危機管理体制の構築
- (7) 販路開拓・広報の支援
- (8) 企業間連携の推進
- (9) 産学官金連携の推進

(基本計画の策定)

第 13 条 市長は、この条例に基づき、由利本荘市中小企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 基本計画には、目標、重点施策、推進体制及び評価方法等を定めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定・変更したときは、公表するものとする。

(施策の検証及び意見聴取)

第 14 条 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について定期的に検証し、中小企業及び関係団体等の意見を反映させ、必要に応じて施策の改善を行うものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 市は、本条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の廃止)

2 由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例(平成 25 年由利本荘市条例第 4 号)は、廃止する。

議案第 1 4 3 号

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき次に掲げる自動車等の使用距離の区分（以下この号において「使用距離区分」という。）に応じ、それぞれ定める額（定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

使用距離区分 (片道)	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
額	2, 000円	4, 200円	7, 300円	10, 400円	13, 500円	16, 600円
使用距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
額	19, 700円	22, 800円	25, 900円	29, 100円	32, 300円	35, 500円
使用距離区分 (片道)	60km以上					
額	38, 700円					

第 2 2 条第 1 項中「4, 4 0 0 円」を「4, 7 0 0 円」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「1 2 5」を「1 2 7. 5」に改め、同条第 3 項中「1 2 5」を「1 2 7. 5」に、「7 0」を「7 2. 5」に改める。

第 2 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 5」を「1 0 7. 5」に改め、同項第 2 号中「5 0」を「5 2. 5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙

第2条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号を次のように改める。

前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき次に掲げる自動車等の使用距離の区分（以下この号において「使用距離区分」という。）に応じ、それぞれ定める額（定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

使用距離区分 (片道)	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円
使用距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円
使用距離区分 (片道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
額	38,700円	42,200円	45,700円	49,200円	52,700円	56,200円
使用距離区分 (片道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
額	59,600円	63,000円	66,400円			

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年由利本荘市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、

「１００分の８７．５」を「１００分の９０」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）特定任期付職員給料表

号給	給料月額 円
1	408,219
2	458,617
3	512,038
4	578,563
5	660,207
6	771,081
7	900,099

第４条 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の９７．５」を「１００分の９６．２５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１０６．２５」に、「１００分の９０」を「１００分の８８．７５」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和７年１２月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和８年４月１日から施行する。
- 第１条の規定による改正後の由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第１２条第２項第２号、第２２条第１項、別表第１及び別表第２の規定並びに第３条の規定による改正後の由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492	462,649
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198	463,052
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803	463,455
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508	463,858
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113	464,261
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718	464,564
39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222	464,866	

40	250, 374	284, 745	323, 148	372, 135	391, 890	421, 625	465, 168
41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028	465, 471
42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230	465, 773
43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532	466, 076
44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835	466, 378
45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137	466, 680
46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439	
47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742	
48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044	
49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246	
50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548	
51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750	
52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052	
53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254	
54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556	
55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858	
56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161	
57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362	
58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665	
59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967	
60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169	
61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370	
62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673	
63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975	
64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177	
65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378	
66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681	
67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983	
68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185	
69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386	
70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689	
71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991	
72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193	
73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394	
74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530		
75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832		
76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034		
77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235		
78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538		
79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840		
80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042		
81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243		
82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545		
83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848		
84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049		

	85	268, 013	308, 029	358, 124	399, 652	412, 251		
	86	268, 316	308, 231	358, 527				
	87	268, 618	308, 533	358, 930				
	88	268, 921	308, 835	359, 334				
	89	269, 223	309, 138	359, 535				
	90	269, 525	309, 440	359, 938				
	91	269, 828	309, 743	360, 342				
	92	270, 130	310, 045	360, 745				
	93	270, 432	310, 247	360, 946				
	94		310, 448	361, 249				
	95		310, 750	361, 652				
	96		311, 154	361, 954				
	97		311, 355	362, 257				
	98		311, 658	362, 660				
	99		311, 960	363, 063				
	100		312, 363	363, 466				
	101		312, 565	363, 970				
	102		312, 867	364, 373				
	103		313, 170	364, 777				
	104		313, 472	365, 180				
	105		313, 674	365, 684				
	106		313, 976	366, 087				
	107		314, 278	366, 389				
	108		314, 581	366, 692				
	109		314, 782	367, 095				
	110		315, 085					
	111		315, 488					
	112		315, 790					
	113		315, 992					
	114		316, 193					
	115		316, 496					
	116		316, 899					
	117		317, 101					
	118		317, 302					
	119		317, 605					
	120		317, 907					
	121		318, 209					
	122		318, 411					
	123		318, 713					
	124		319, 016					
	125		319, 318					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		201, 892	229, 611	271, 642	292, 406	308, 130	334, 538	377, 779

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000		

40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	
84		506, 400	

	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500

議案第 1 4 4 号

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の行政職給料表等級別基準職務表（行政職）の 6 級の項中「及び次長」を「次長及び総合支所長」に改め、同表 7 級の項中「、総合支所長」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

来年度の機構改革に伴う総合支所長の職務内容の変更により、次長級とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 145 号

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例（案）

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例

第 1 条 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年
由利本荘市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 4 条中「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月
1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を
改正しようとするものである。

議案第 146 号

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 4 7 号

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

由利本荘市コミュニティセンター条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

由利本荘市高城センター	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地
由利本荘市川口コミュニティセンター	由利本荘市大内三川字熊野田210番地
由利本荘市高尾地区コミュニティセンター	由利本荘市高尾字沢田110番地

」を

「

由利本荘市高城センター	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地
由利本荘市高尾地区コミュニティセンター	由利本荘市高尾字沢田110番地

」に

改める。

別表第 2 中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市川口コミュニティセンターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 4 8 号

由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

3 この条例の施行の際、改正前の規定による一般廃棄物処理手数料を既に納付しているときは、この条例の施行の日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までの間、当該手数料については、この条例による改正後の別表第 1 の区分による一般廃棄物処理手数料を納付したものとみなす。

別表第 1（第 3 1 条関係）

一般廃棄物処理手数料

（1） 臨時処理手数料 各処理施設に直接搬入された一般廃棄物について、設置条例に定められた処理手数料を徴収する。

※ 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 1 0 年政令第 3 7 8 号）第 1 条、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 3 2 7 号）第 3 条及び第 4 条に定めるエアコンディショナー、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、パーソナルコンピューター、液晶プラズマテレビ、衣類乾燥機並びにし尿及び浄化槽汚泥を除く。

（2） 粗大ごみ処理手数料

区分		手数料
分類	大きさ	
箱状	縦・横・高さの合計 2 0 0 cm未満	4 0 0 円
	縦・横・高さの合計 3 0 0 cm未満	8 0 0 円
	縦・横・高さの合計 4 0 0 cm未満	1, 2 0 0 円
	縦・横・高さの合計 4 0 0 cm以上	1, 6 0 0 円
板状	大きさ半坪（1 8 0 cm× 9 0 cm）、厚さ 3 cm 以下 2 枚ごと	4 0 0 円
棒状	長さ 1 0 0 cm、厚さ・幅・直径 1 0 cm以下 4 本ごと	4 0 0 円
	長さ 2 0 0 cm、厚さ・幅・直径 1 0 cm以下 2 本ごと	4 0 0 円

球状	直径 6 0 cm未満	4 0 0 円
	直径 6 0 cm以上	8 0 0 円
破碎処理	布団 1 枚ごと	4 0 0 円
	じゅうたん 6 畳未満	8 0 0 円
	じゅうたん 6 畳以上	1 , 2 0 0 円
埋立処理	物干し台（ブロック付） 1 個ごと	4 0 0 円
	ブロック 2 個ごと、せともの等	4 0 0 円

※ 特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第 3 条及び第 4 条に定めるエアコンディショナー、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、パーソナルコンピューター、液晶プラズマテレビ、衣類乾燥機を除く。

（３） 指定収集袋による可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ処理手数料

区分	市の指定するごみ袋の規格	手数料（ごみ袋 1 枚につき）
可燃ごみ、不燃ごみ用	（大）	5 0 円
	（中）	4 0 円
	（小）	3 0 円
	（ミニ）	2 0 円
資源ごみ用	（大）	2 0 円
	（小）	1 3 円
	（ミニ）	1 0 円

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

ごみ処理手数料の改定に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 149 号

由利本荘市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例

由利本荘市一般廃棄物最終処分場条例（平成 17 年由利本荘市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

施設の名称	料金	摘要
本荘一般廃棄物最終処分場 由利一般廃棄物最終処分場	870 円／100 kg	100 kg 未満の場合は 100 kg とみなす。 100 kg を超えるときは、200 kg とみなす。以下 100 kg ごととする。
鳥海一般廃棄物最終処分場	軽トラック 1 台 870 円 2 t トラック 1 台 3,490 円 4 t トラック 1 台 6,960 円	

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

ごみ処理手数料の改定に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 150 号

由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市ごみ処理施設設置条例（平成 17 年由利本荘市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

使用者	ごみの種類	清掃使用料 (10kg 当り)	摘要
一般市民	可燃ごみ	90 円	1) 10kg に満たない場合は 10kg とする。 2) 可燃性粗大ごみについて 指定収集袋に入らない可燃性ごみで次の大きさを 超えないもの。 箱物：縦 90cm×横 200cm×高さ 50cm 板状：縦 90cm×横 200cm×厚さ 10cm 棒状：直径（又は角材の一辺）10cm×長さ 200cm
	不燃ごみ	90 円	
	可燃性粗大ごみ	120 円	
事業者（団体・法人等）	可燃ごみ	170 円	
	不燃ごみ	170 円	
	可燃性粗大ごみ	220 円	

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

ごみ処理手数料の改定に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 5 1 号

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年由利本荘市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部も併せて改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 152 号

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 153 号

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断」を「それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断」に、「利用開始時の健康診断」を「同欄に掲げる健康診断」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律及び、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 5 4 号

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7
年由利本荘市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 5 5 号

由利本荘市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市老人福祉センター条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「2 1 0 円」を「4 0 0 円」に改め、同表小人（小学生）の項中「1 0 0 円」を「2 0 0 円」に改め、同表回数券（1 1 枚綴）の項中「2, 1 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の由利本荘市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」の使用料の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 5 6 号

由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市多目的集会施設条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

三ッ方森多目的集会施設	由利本荘市山内字三ッ方森63番地
勝手多目的集会施設	由利本荘市岩城勝手字大沢117番地1
下黒川多目的集会施設	由利本荘市岩城下黒川字中村353番地4

」を

「

三ッ方森多目的集会施設	由利本荘市山内字三ッ方森63番地
下黒川多目的集会施設	由利本荘市岩城下黒川字中村353番地4

」に

改める。

別表第 2 第 6 項中「勝手、」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

勝手多目的集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 157 号

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市農山村集会施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 332 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 38 番地
由利本荘市岩谷町 8 区集会施設	由利本荘市岩谷町字大宮田 263 番地 1
由利本荘市及位集会施設	由利本荘市及位字及位 64 番地 4

」を

「

由利本荘市小栗山集会施設	由利本荘市小栗山字小栗山 38 番地
由利本荘市及位集会施設	由利本荘市及位字及位 64 番地 4

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市岩谷町 8 区集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 158 号

由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例

由利本荘市農村公園条例（平成 17 年由利本荘市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

湯出野遺跡公園	由利本荘市東由利老方字山谷 12 番地 1
勝手農村公園	由利本荘市岩城勝手字赤砂子地内
上新谷農村公園	由利本荘市岩城勝手字前砂沢地内

」を

「

湯出野遺跡公園	由利本荘市東由利老方字山谷 12 番地 1
上新谷農村公園	由利本荘市岩城勝手字前砂沢地内

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

勝手農村公園の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 159 号

由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例

由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例（平成 17 年由利本荘市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号ボートガレージ及びフィットネスジムの表中「1 年につき 1,650 円」を「1 年につき 3,300 円」に、「1 年につき 3,300 円」を「1 年につき 6,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 160 号

由利本荘市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市 B & G 海洋センター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の表中「1 人当たり 100 円」を「1 人当たり 270 円」に、「1 人当たり 1,320 円」を「1 人当たり 4,300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市 B & G 海洋センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市 B & G 由利海洋センターの使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 161 号

由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

由利本荘市学校給食共同調理場条例（平成 17 年由利本荘市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

由利本荘市矢島学校給食センター	由利本荘市矢島町七日町字助の渕 1 番地 4
由利本荘市西目学校給食センター	由利本荘市西目町沼田字新屋下 3 7 番地 1

」を

「

由利本荘市矢島学校給食センター	由利本荘市矢島町七日町字助の渕 1 番地 4
由利本荘市由利学校給食センター	由利本荘市前郷字金神 1 1 0 番地
由利本荘市西目学校給食センター	由利本荘市西目町沼田字新屋下 3 7 番地 1

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利小学校及び由利中学校に給食を提供する学校給食センターを設置するため、
条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 162 号

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例

由利本荘市火災予防条例（平成 17 年由利本荘市条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 38 条の 2—第 38 条の 7）」を

「第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 38 条の 2—第 38 条の 7）」を

第 2 章の 3 林野火災の予防（第 38 条の 8・第 38 条の 9）」に改める。

第 38 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 2 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 38 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 38 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 38 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 38 条各号に定める火の使用の制限の対象とな

る区域を指定することができる。

第69条の3第1項第3号中「第72条」の次に「第1項」を加える。

第72条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

林野火災予防の実効性を高めることを目的として、注意報や警報の的確な発令等を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 6 3 号

由利本荘市矢島福社会館条例を廃止する条例（案）

由利本荘市矢島福社会館条例を廃止する条例

由利本荘市矢島福社会館条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 0 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島福社会館の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 1 6 4 号

由利本荘市矢島子供館条例を廃止する条例（案）

由利本荘市矢島子供館条例を廃止する条例

由利本荘市矢島子供館条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 0 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

矢島子供館の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 165 号

由利本荘市老人憩の家条例を廃止する条例（案）

由利本荘市老人憩の家条例を廃止する条例

由利本荘市老人憩の家条例（平成 17 年由利本荘市条例第 135 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市老人憩の家の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第166号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

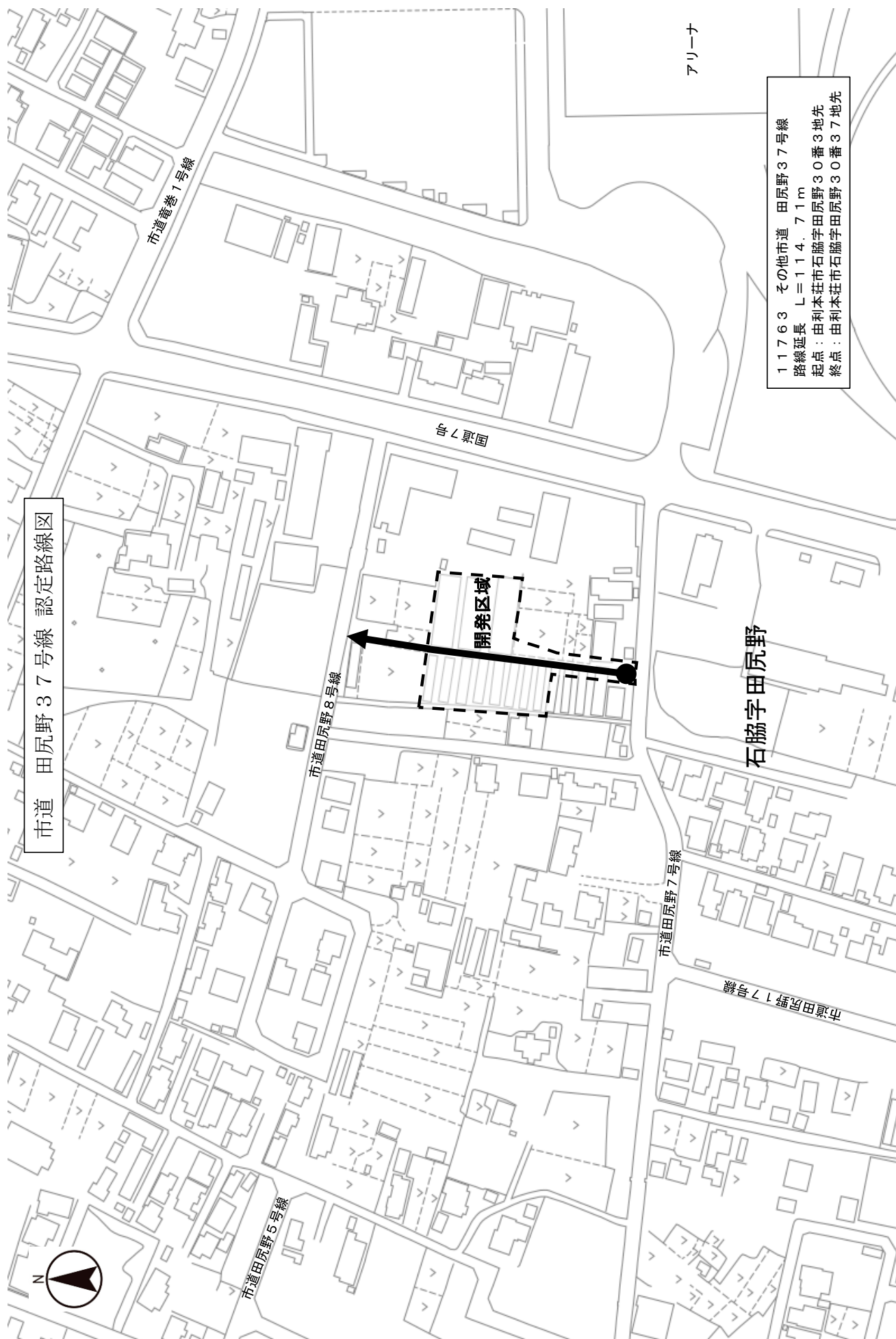
路線番号	路線名	起 点	終 点	延長（m）
11763	田尻野37号線	由利本荘市石脇字田尻野30番3地先	由利本荘市石脇字田尻野30番37地先	114.71
80239	小川線	由利本荘市鳥海町小川字国見130番1地先	由利本荘市鳥海町小川字明戸57番2地先	680.00

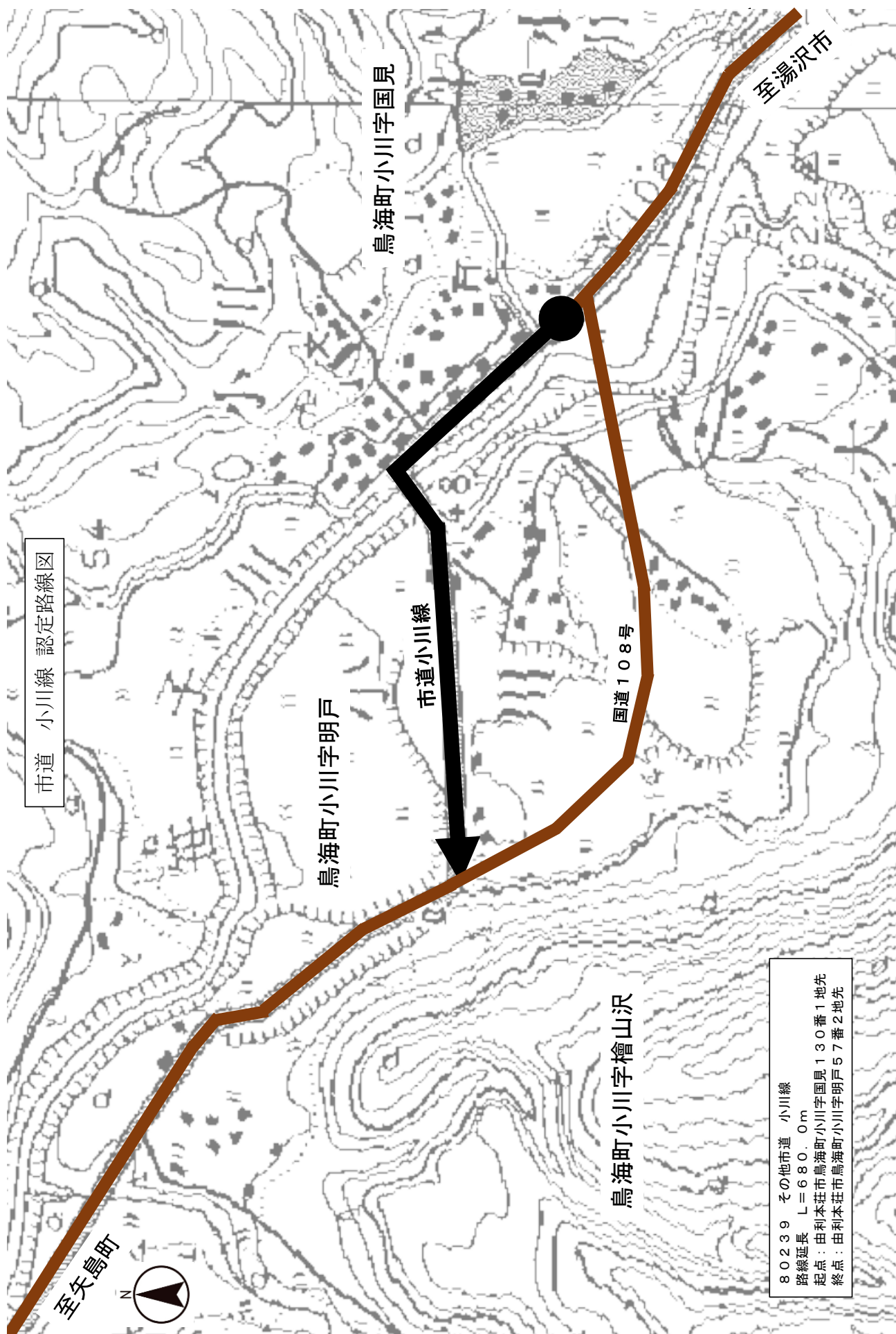
令和7年11月28日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

- ・田尻野37号線
開発行為に伴い、新たに設置された路線について認定するものである。
- ・小川線
国道108号のバイパス道路の設置により、移管された旧道について認定するものである。





議案第 1 6 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
矢島インフォメーション センター	由利高原鉄道株式会社 代表取締役社長 萱場 道夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第168号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市働く婦人の家	社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会 会長 三浦 徳久	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
由利本荘市本荘福祉センター		

令和7年11月28日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 169 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市 矢島高齢者生活支援ハウス	社会福祉法人	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31日まで
由利本荘市 大内高齢者生活支援ハウス 「高台苑」	由利本荘市社会福祉協議会 会長 三浦 徳久	令和 8 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月 31日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 170 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市特別養護老人ホーム 「東光苑」	社会福祉法人 由愛会 理事長 小林 直樹	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
由利本荘市特別養護老人ホーム 「鳥寿苑」		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 171 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
下万願寺多目的集会施設	下万願寺町内会 会長 渡辺 静一	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
南ノ股多目的集会施設	南ノ股町内会 会長 逸見 恵市	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
中ノ目多目的集会施設	中の目町内会 会長 中村 長男	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
由利本荘市大小屋研修センター	大小屋町内会 会長 東海林 高男	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 18 年 3 月 31 日まで
由利本荘市大内農業情報管理施設	的場町内会 会長 高野 新一	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで
由利本荘市深沢集会施設	深沢町内会 会長 細矢 邦美	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
由利本荘市滝集会施設	滝町内会 会長 佐々木 一	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで
由利本荘市鳥海小川農村環境改善センター	小川農村環境改善センター管理運営委員会 委員長 佐藤 勝造	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで
由利本荘市東由利堆肥センター	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 茂良	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで
矢島農林水産物直売・食材供給施設	矢島町農林水産物直売組合 組合長 佐藤 覚内	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで
由利本荘市矢島畜産センター	農事組合法人鳥海高原花立牧場 代表理事 佐藤 俊弥	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで
由利本荘市東由利農産物処理加工施設	企業組合東由利特産物振興会 代表理事 石渡 香菜子	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで

由利本荘市ゆり高原ふれあい農場	株式会社ゆりファーム 代表取締役 堀内 忠	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで
鳥海伏見生産物直売所	株式会社ほっといん鳥海 代表取締役 佐藤 安隆	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 172 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
山田多目的集会施設	山田町内会 会長 高原 重男	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市平石交流館	平石集落 総代 石垣 君夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
由利本荘市間伐推進センター神明会館	神明会館管理委員会 管理委員長 菊地 裕	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市小栗山集会施設	小栗山町内会 会長 伊藤 榮一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市立寄集会施設	立寄町内会 会長 阿部 正利	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市大谷集会施設	大谷町内会 会長 澤田 稔	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市徳沢集会施設	徳沢町内会 会長 伊藤 順一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市檜渕集会施設	檜渕町内会 会長 菊地 鋭治	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで
由利本荘市見岫集会施設	見岫町内会 会長 太田 昌幸	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市新沢集会施設	新沢町内会 会長 奥山 正人	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市及位集会施設	及位町内会 会長 小助川 豊	令和 8 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月 31 日まで
由利本荘市松本集会施設	松本町内会 会長 三浦 正明	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで
由利本荘市加賀沢集会施設	加賀沢町内会 会長 佐々木 藤悦	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

由利本荘市平嶋集会施設	平嶋町内会 会長 佐々木 誠	令和 8 年 4 月 1 日から 令和14年 3 月 31 日まで
由利本荘市松山集会施設	松山町内会 会長 畠山 誘一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和15年 3 月 31 日まで
由利本荘市小増沢集会施設	小増沢町内会 会長 東海林 久夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和15年 3 月 31 日まで
由利本荘市米坂集会施設	米坂町内会 会長 東海林 建市	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市岩野目沢集会施設	岩野目沢町内会 会長 鈴木 輝秋	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市中館集会施設	中館町内会 会長 堀 美和子	令和 8 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月 31 日まで
由利本荘市羽広集会施設	羽広町内会 会長 阿部 元	令和 8 年 4 月 1 日から 令和16年 3 月 31 日まで
山本農村公園	山本集落 総代 三浦 憲夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
米山農村公園	米山集落 総代 柴田 直俊	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
五十土農村公園	五十土集落 総代 阿部 務	令和 8 年 4 月 1 日から 令和18年 3 月 31 日まで
由利本荘市矢島町林業センター	本荘由利森林組合 代表理事組合長 小松 佳和	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 173 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市東由利地場 産業センター	協同組合 東由利ショッピングプラザ 代表理事 小松 正二	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 174 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市東由利温泉保養施設 黄桜温泉「湯楽里」	株式会社グッドスタッフ 代表取締役 日野 源男	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
由利本荘市東由利産地形成促進施設		

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 175 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市西目ふるさと資源活用 センター	シダックス大新東ヒューマンサー ビス株式会社東北支店 支店長 唐木 俊一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 176 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市簡易宿泊施設	株式会社鳥海ドライブ	令和 8 年 4 月 1 日 から
由利本荘市花立クリーンハイツ	代表取締役 齋藤 渉	令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 177 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
本荘公園大手門温水プール「遊泳館」	株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤 幸夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
由利本荘市 B & G 由利海洋センター		
由利本荘市 B & G 大内海洋センター		
由利本荘市 B & G 西目海洋センター		
ぽぽろ健康運動公園総合体育館		
ぽぽろ健康運動公園スポーツ広場		
由利本荘市松本体育館		
由利本荘市どまらんど大内		
由利本荘市大内テニスコート		
由利本荘市大内弓道場		
由利本荘市大内農村広場		

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 178 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」	一般財団法人 由利本荘市スポーツ協会 代表理事 伊藤 弥市郎	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 179 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市鳥海山 木のおもちゃ館	特定非営利活動法人 由利本荘木育推進協会 理事長 熊谷 甚悦	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第180号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
松涛会館	松涛町町内会 会長 真坂 勝義	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで
矢島地域交流会館	矢島地域交流会館管理組合 組合長 村上 強	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで
東町会館	東町集落 総代 木内 知子	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで

令和7年11月28日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。